

○霧多布湿原学術研究支援制度実施要綱

(目的)

第1条 全国的にみても貴重である霧多布湿原をはじめとする豊かな自然環境の学術研究資料の蓄積を図り、霧多布湿原とその周辺 of 自然環境等の保護・保全とあわせ賢明な利用を促進するため、学術研究を行う者に対し、その研究費の一部を助成することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成対象者は、大学に在籍する学生・大学院生及び大学や研究機関に所属する教官・研究員、自然保護団体並びに自然愛好者等とする。

2 助成の対象となる研究は、霧多布湿原やその周辺の自然環境の保護・保全及び賢明な利用を進める上で重要な資料の収集を目的とした研究並びに自然環境と農漁業資源と関連性を明らかにするうえで必要な研究のほか、町長が必要と認める研究とする。

(研究期間)

第3条 助成対象の研究は、助成金の交付申請日の属する年度に実施するものとする。ただし、町長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、研究テーマ1件につき30万円以内とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、次に定めるものとする。

- (1) 申請者の所在地から本町への移動交通費及び車両借上料の実費
- (2) 本町滞在中の宿泊費の実費
- (3) 研究に係る消耗品
- (4) その他、研究に必要と思われる経費

(事前審査申込書)

第6条 助成を希望する者は、あらかじめ事前審査申込書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 学術研究計画書(別記様式第2号)
- (2) 学術研究予算書(別記様式第2号2)
- (3) 研究業績一覧(別記様式第2号3)
- (4) 在学証明書(学生の場合)

(助成対象者の内定等)

第7条 町長は、前条の書類を受理したときは、第15条の規定により設置する審査会の意見を徴して助成対象の内定等を決定し、事前審査通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(助成金の申請)

第8条 前条で採用となった者は、町長に対し定められた期日までに助成金交付申請書(別記第4号様式)に関係書類を添えて申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第9条 町長は、前条の助成金交付申請があったときは、該当申請に係る書類等を審査をし、助成金を交付すべきものと認められたときは、速やかに助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受けた者は、助成対象の研究が完了後、速やかに実績報告書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(事前審査等の取り下げ)

第11条 事前審査及び助成金交付申請をした者は、いつでもその申込み等を取り下げることができる。この場合、既に助成金の交付決定がなされているときは、その決定はなかったものとみなす。

(助成決定計画の変更)

第12条 助成金の交付決定を受けた者は、その後に計画の変更により助成金交付額の2割を超える減額が生じる場合は、計画変更届（別記様式第7号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の提出書類を受理したときは、内容の審査をし、審査の結果を計画変更通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。また、承認する場合は、助成金の変更額もあわせて通知する。

(助成の取消し等)

第13条 町長は、次の各号の一に該当するときは、助成金の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を交付の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 虚り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) 研究の内容変更により、助成対象経費が減少したとき、又は中止となったとき。

(助成金の返還)

第14条 町長は、第11条、第12条及び第13条において、既に支払われた助成金があるときは、助成金返還通知書（別記様式第9号）により期限を定めて返還させなければならない。

(審査会)

第15条 助成対象者の内定に関する審査をするため、審査会を置く。

2 審査会は、町長が依頼する有識者若干名で構成し、必要に応じて関係課職員を加えることができる。

(その他)

第16条 第2条第2項に規定する研究において、霧多布湿原センター研究室及びその他設備を使用する場合は、霧多布湿原センター利用許可申請書を指定管理者に提出し許可を得なければならない。

2 霧多布湿原センターを利用した場合、施設又は展示設備その他の物件を棄損又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年3月10日から施行する。